

平成 29 年度全国スポーツ少年団指導者協議会開催要項

1. 主 旨 : 全国的なスポーツ少年団指導者の相互情報交換・相互研修を通して、指導者自身の資質向上と、団活動・組織内指導活動のより一層の充実を図るため、各都道府県スポーツ少年団指導者代表による全国協議会を開催する。
2. 主 催 : 公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団
3. 主 管 : 日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員会
4. 後 援 : スポーツ庁(予定)
5. 期 日 : 平成 29 年 6 月 16 日(金) ～ 17 日(土) 1 泊 2 日
6. 会 場 : 岸記念体育会館
〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 TEL : 03-3481-2222
7. 参 加 者 : 日本スポーツ少年団に届出を行っている各都道府県スポーツ少年団指導者協議会等代表等(1 名)とし、代表が欠席の場合は、当該都道府県スポーツ少年団関係者の代理出席も可とする。なお、参加者は全日程参加可能な者とする。
8. 協議事項 : (1) 日本スポーツ少年団「第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－」について
(2) 日本体育協会公認スポーツ指導者制度改定の方向性について
(3) 幼児の受入状況とアクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)の普及・活用について
9. 日 程 : 別添日程表参照
10. 経 費 : 参加者には、以下の経費を支給する。なお、以下の経費は、別紙旅費支給申請書の提出に基づき、協議会終了後、参加者の指定する金融機関口座に振込にて支給する。また、旅費支給申請書には、以下の経費の領収書等を添付し、閉会式終了時まで提出すること。
 - (1) 交通費 参加者の都道府県庁所在地最寄駅を基点とし、本会旅費規程に基づき支給する。但し、東京都は支給の対象外とする。空路を利用する場合は、搭乗証明書を提出すること。
また、埼玉県、千葉県、神奈川県 の 3 県については通いとし、2 日間の交通費のみの支給とする。
 - (2) 宿泊費 6 月 16 日(金)に東京都内の宿泊施設(ホテル等)を利用した者に対し、宿泊費実費を支給する(1 泊税込 8,000 円上限)。但し、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の 4 都県からの参加者については支給の対象外とする。
11. そ の 他 : (1) 5 月 31 日(水)までに所定様式により出欠の届け出を行うこと。
(2) 会場までの交通手段及び宿泊施設は各自で手配すること。
(3) 旅費支給申請書に添付する領収書等は、交通費と宿泊費の内訳を明示すること(明細書の添付でも可)。なお、交通費は経路を明示し、宿泊費は食事代(朝食や夕食)が含まれているかどうかを明示すること。